

(ご注意) 本通信は、2017年4月11日時点の事実関係に基づき記載しております。その後の状況の変化等については反映されておられませんのでご了承ください。

株主のみなさまへ

日ごろから多大なご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

本株主通信は2017年3月末時点での株主のみなさまにお送りいたしますことをご了承ください。

株主のみなさまと東芝をつなぐ情報誌

株主通信

2017年

春号

代表執行役社長の綱川でございます。株主のみなさまにおかれましては、一昨年の会計問題以来、多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。また、昨年6月の定時株主総会でご信任を賜りまして以降、株主通信が発行できない状況が続き、みなさまへのご報告が遅くなりましたことにつきましても併せてお詫び申し上げます。本株主通信では、昨年末から当社の経営状況が大きく変化いたしましたことを中心に、現時点(2017年4月11日)での決定事項等をご報告申し上げます。

当社は新体制で事業運営を進めるなか、昨年12月に米国ウェスチングハウス社(以下、WEC)によるCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社(以下、S&W)の買収に伴う会計手続の過程で、同国原子力発電所の建設プロジェクトにおける総コスト見積りの増加を認識いたしました。これに伴い、当社は2016年度第3四半期に多額の損失を計上すべき事態となり、極めて厳しい財務状況に陥りました。さらに、本年2月に予定しておりました第178期第3四半期報告書については、WECにおける一部経営者による不適切なプレッシャーの有無や会計への影響の有無等を調査する必要があると判断したため、二度にわたる提出の延長申請を行い、これに伴い決算発表についても同四半期報告書を提出した4月11日まで延期せざるを得ませんでした。

このような状況のなか、当社はメモリ事業における今後の成長資金確保と財務基盤回復を図るため、4月1日付でメモリ事業を分社し、外部資本の導入を進めています。また、2017年3月29日(現地時間)には、経営危機に直面していたWECがニューヨーク州連邦破産裁判所に米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続を申し立てました。これにより、WECは2016年度通期決算から当社の連結対象外と

なりますが、当社においても多額の損失計上を余儀なくされ、2016年度の純利益も大幅な赤字に陥ることが不可避である見込みです。そのため、誠に遺憾ながら、2017年3月末日を基準日とする剰余金の配当については見送ることとさせていただきます。株主のみなさまには大変申し訳なく心からお詫び申し上げます。

今後、新生東芝として、「社会インフラ」を核に、「エネルギー」、「電子デバイス」、「ICT(情報通信技術)ソリューション」の4事業領域に注力してまいります。事業セグメント毎に自主自律経営を強化し、安定収益が期待できる事業をベースに成長事業に必要な投資を行い、各事業がより安定的成長に向かうよう、全社的な見地から東芝グループの企業価値最大化と組織運営を強化することが私の責務と考えております。

「特設注意市場銘柄」指定から1年6か月を経過した2017年3月15日に内部管理体制の改善状況および上場企業としての要件充足を評価いただくための審査書類である「内部管理体制確認書」を証券取引所へ再度提出いたしました。同日、当社株式は監理銘柄(審査中)にも指定されており、当社としては、引き続き審査に協力し、これらの指定解除に向け全社を挙げて最大限の努力をする所存です。

当社は、過度な成長を求めた過去の経営と決別し、「健全な経営体質」を目指し、株主のみなさまからの信頼回復と一刻も早い復配に向け奮励努力してまいりますので、引き続き温かいご支援、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

2017年4月

代表執行役社長

綱川 智



1. 原子力事業の抜本的見直し

2015年12月、米国で原子力発電所2サイト4基の建設プロジェクト(以下、本件プロジェクト)を進める過程において、当社の海外連結子会社であった米国ウェスチングハウス社(以下、WEC)が、土木・建築業務を担当するCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社(以下、S&W)を買収しました。しかしながら、買収に伴う会計手続の過程で、本件プロジェクトの総コスト見積りの大幅な増加が判明したことを主要因として、当社は原子力事業全体で多額の営業損失を見込む事態となり、財務基盤は大変厳しい状況になりました。これを受けて、当社は原子力事業について抜本的な見直しを行うこととしました。

(1) 海外原子力事業におけるリスクを遮断

WEC等において、米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続きの申し立てをしました。

昨年12月以降、WECは資金繰り見込や事業価値の維持などに鑑み、再建方策を検討してきました。その結果、WECは2017年3月29日(現地時間)に、ニューヨーク州連邦破産裁判所に米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続きを申し立てました。また、同社と相互に依存、補完関係にあり、密接に連携している米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エネルギーホールディングス(英国)社においても、同様の申し立てをしました。

本再生手続きの開始により、WECグループは2016年度通期決算から当社の連結対象外になります。

WECグループは、本再生手続きの開始により、当社の実質的な支配から外れるため、2016年度通期決算から当社の連結対象から外れることとなります(非連結化)。当社としましては、裁判所の管轄の下、本件プロジェクトの関係者間での合意形成を探っていくことがWECグループ事業の再生に不可欠であり、また同社グループの非連結化により海外原子力事業のリスクを遮断することを目指す当社の方針にも合致するものと判断しました。

【WECの再生手続きの申し立てによる、当社への財務面での影響】

WECグループの非連結化による当社2016年度業績および決算への影響については、現時点(2017年4月11日時点)では影響額を確定できておりませんが、想定される影響としては以下の通りです。

・非連結化による影響

営業外損益にて、原子力事業におけるのれん減損の7,166億円の悪化影響額を除外します。一方で、WECへの投資勘定が全額減損されることによる悪化影響を営業外損益に織り込んだ結果、当期純損益ベースで2,000億円超の改善が見込まれます。

・親会社保証等による影響

契約上の親会社保証額を全額履行し、当社のWECへの債権全額について貸倒引当金を見積もった場合、当期純損益ベースで6,200億円の追加悪化、連結純資産ベースで4,500億円規模の追加悪化の可能性があります。

今後、米国原子力発電所2サイトの顧客である電力会社を含む利害関係者との協議を通じ、当社への影響額抑制を図っていきます。

再生手続の下でのウェスチングハウス社の事業継続

- 米国原子力発電所2サイト(ボーグル、サマー発電所):
裁判所管理の下、ウェスチングハウス社と各電力会社を含む利害関係者、当社の間で、プロジェクト継続可能性について一定の期間をかけて協議。
- その間、電力会社において建設コストを負担し、現行作業を継続することで、基本合意。
- それ以外のウェスチングハウス社の事業継続のため、第三者より8億ドルのファイナンスを確保。当社は、このうち最大で2億ドルの債務保証を提供。

(2) 国内原子力事業について

国内における原子力事業については、再稼働に向けた準備、メンテナンス事業、廃炉事業を中心に、社会的責任を果たします。

特に、廃炉に関しましては、福島第一原子力発電所の早期グリーンフィールド化に向けた技術開発および課題解決に全力で取り組んでまいります。



福島第一原子力発電所向け
原子炉格納容器内部調査ロボット



福島第一原子力発電所3号機向け
燃料取扱設備

2. メモリ事業の分社化と外部資本の導入

当社の社内カンパニーであるストレージ&デバイスソリューション社が行っているメモリおよび関連製品(SSDを含み、イメージセンサを除く)の開発、製造、販売事業およびその関連事業(以下、メモリ事業)においては、大容量、高性能な三次元フラッシュメモリ(BiCS FLASH™)の開発・立ち上げを加速し、安定的にストレージ需要の拡大に対応していくために大規模な設備投資を適時に行うことが重要な課題となっています。そのために必要な経営資源を確保し、併せて当社グループの財務体質を早期に回復、強化するために、メモリ事業について分社し、過半数譲渡を含む外部資本の導入を進めています。

2017年3月30日に開催された臨時株主総会において、東芝メモリ株式会社への吸収分割契約が承認されました。

メモリ事業における機動的かつ迅速な経営判断体制の整備と外部資本導入による成長資金の獲得に向けて、同事業を分社し、「東芝メモリ株式会社」を設立することについて2017年1月27日に方針を決定しました。その後、当社と東芝メモリ株式会社との吸収分割契約について、2017年3月30日に開催いたしました臨時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただきました。



【臨時株主総会の概要】

2017年3月30日(木)、幕張メッセ 幕張イベントホールにおいて臨時株主総会を開催しました。

議長である代表執行役社長の綱川から、S&W買収に関する経緯とそれに伴う減損計上の概要、第178期第3四半期報告書の提出延長の理由、米国ウェスチングハウス社による再生手続きの申立ておよび東芝の今後の姿について、株主のみなさまにご説明申し上げました。続いて、議案(吸収分割契約承認の件)を上程し、内容のご説明を申し上げ、株主様からのご質問に対してご回答申し上げた後、株主のみなさまから、ご承認をいただきました。

- ・出席株主数 1,343名
- ・株主総数 397,849名
(その内議決権のある株主数352,075名)
- ・質問者数 26名(40回)
- ・議案 吸収分割契約承認の件(賛成率:98.25%)

名 称	東芝メモリ株式会社
所 在 地	東京都港区芝浦一丁目1番1号
代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 成毛 康雄
事業内容	メモリ及び関連製品の開発・製造・販売事業及びその関連事業
資 本 金	10,000百万円
決 算 期	3月31日

東芝メモリ株式会社について、2017年度に過半数譲渡を含む外部資本を導入することで、メモリ事業のさらなる成長と東芝グループの財務基盤の早期回復を図ります。

東芝メモリ株式会社が経営資源を確保することで今後のさらなる成長を図るため、また当社グループとして債務超過を解消し財務体質を強化することで安定的に事業を継続していくなど、双方で企業価値や顧客価値の最大化を図り、より多くのステークホルダーのみなさまの利益に資するには、東芝メモリ株式会社の株式について、過半数譲渡を含む外部資本の導入が最善の施策と判断しました。外部資本の導入については、2017年度における早期の実現を目指します。



3. 財務基盤の早期回復に向けた保有資産の売却

当社が保有する資産(株式、不動産)について、聖域なくその意義を検証し、保有意義が小さいものについては積極的に売却を進めてきました。2016年度における売却総額は約1,600億円になります。今後も引き続き、保有資産の見直しを進めていきます。

2016年度実績

【株式】

- ✓ 東芝プラントシステム(連結維持)
- ✓ ジャパンディスプレイ
- ✓ 東芝機械
- ✓ シグマパワー有明(三池発電所)
- ✓ 東芝医用ファイナンス

【不動産】

- ✓ 青梅事業所
- ✓ 米アーバインキャンパス

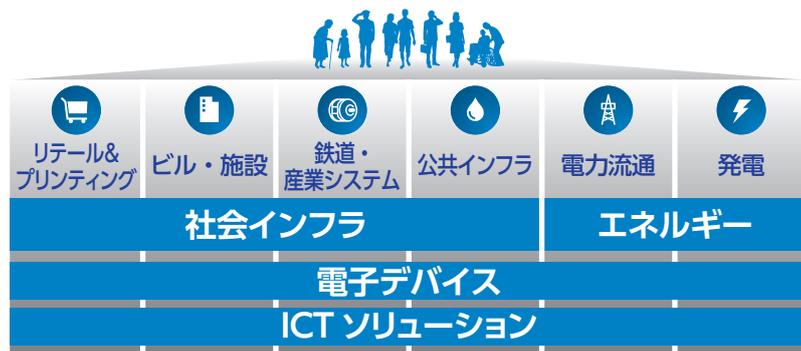
4. 今後の東芝の姿

当社グループにおける事業形態を大きく変化させるとともに、グループの企業価値最大化とガバナンス強化の両立を図り、組織運営を強化します。そして、従来から培ってきた確かな技術とノウハウを生かし、リテール&プリンティング、ビル・施設、鉄道・産業システム、公共インフラなどの社会インフラ事業を中心とした各事業領域で安定的な成長を目指します。

新生東芝は「社会インフラ」を核に、「エネルギー」「電子デバイス」「ICTソリューション」の4事業領域に注力します。

東芝グループ経営方針と注力領域

人々の暮らしと社会を支える社会インフラを核とした事業領域に注力
確かな技術で、豊かな価値を創造し、持続可能な社会に貢献



2017年度においては、「海外原子力のリスク遮断」、「財務基盤の回復」、「組織運営の強化」を確実に実施するとともに、構造改革等を進め、収益基盤を強化します。また、社会インフラを中心に設備投資を行い、成長事業の育成を図ります。2018年度以降は、4事業領域において安定した利益を創出し、2019年度に売上高4兆円超、ROS(売上高利益率)5%を目指します。

【社会インフラ事業領域】

水処理や受配電、防災、道路、放送、航空管制、郵便などの公共インフラで安定的に収益を確保し、二次電池や昇降機、空調、鉄道システム、物流システムを成長事業として位置付け、強化します。

【エネルギー事業領域】

火力、水力などの発電設備や送配電設備のサービスと、更新ビジネスで安定的に収益を確保し、次世代エネルギーとして期待される水素についての技術開発も進めていきます。

【電子デバイス事業領域】

産業用半導体の販売拡大とHDDのシェア拡大により、収益の安定化を図るとともに、急成長するIoT(あらゆるモノをインターネットでつなぐ)や車載向けについて、顧客との連携強化による事業拡大を目指します。

【ICTソリューション事業領域】

官公庁向けや製造インフラ向けのシステムインテグレーション事業を中心に安定的に収益を確保し、IoT/AI(人工知能)を活用したデジタルサービスを展開します。

5. 当社株式の「監理銘柄(審査中)」の指定について

当社は会計処理問題により、内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断されたため、東京証券取引所および名古屋証券取引所から、当社株式について2015年9月15日付で特設注意市場銘柄に指定されました。その後、当該指定から1年後の2016年9月15日に内部管理体制確認書を両取引所に提出いたしましたが、当社の内部管理体制等につき、なお確認する必要があることから、2016年12月19日に当社株式について特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受領いたしました。

2017年3月15日をもって当該指定から1年6ヶ月が経過することになり、当社は、同日、両取引所に内部管理体制確認書を再度提出いたしました。その内部管理体制確認書に基づき当社の内部管理体制等を両取引所が審査しているところです。内部管理体制等について改善がなされなかったと認められる場合には、当社株式の上場廃止が決定されることから、当社株式について上場廃止となるおそれがあると認められたため、同日、当社株式は監理銘柄(審査中)にも指定されました。監理銘柄指定期間は2017年3月15日から両取引所が当社株式について上場廃止基準に該当するかどうか認定した日までになります。早期に特設注意市場銘柄および監理銘柄(審査中)の指定を解除できるよう、全社一丸となって最大限の努力をしてまいりますので、引き続きのご支援をお願い申し上げます。

本通知は2017年3月末時点で株主名簿に記録されている株主のみなさまにお送りしますことをご了承ください。また、本通知に記載されている内容は、2017年4月11日時点のものです。最新情報は随時、当社ホームページ等にて公表してまいりますので、ご活用ほどお願い申し上げます。(東芝ホームページ 投資家情報サイト <http://www.toshiba.co.jp/about/ir/>)

株式会社 **東芝** 〒105-8001 東京都港区芝浦一丁目1番1号 TEL (03)3457-4511(代表)

株式事務についてのご案内

株主名簿 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
管理人 三井住友信託銀行株式会社
連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
東芝専用ダイヤル ☎️0120-78-6502

ご意見・資料請求は株式会社東芝 広報・IR部あてにお送りください。
投資家情報サイト
<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/>

本株主通信に記載されている事項には、将来についての計画や予想に関する記述が含まれています。実際の業績等は当社の予想と異なることがありますことをご承知おきください。